

平成24年度定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一次

佐渡市監査委員 根岸勇雄

1 監査の実施時期

平成24年10月5日～平成25年2月20日

2 監査の対象

業務委託に関する随意契約並びに繰越未収金の調定事務に関する事項を重点的対象とした。

3 監査の結果

(1) 随意契約について

ア 歳出執行伺に関する事項
歳出執行伺を起案していたものは、抽出した190件中46件である。

イ 予定価格に関する事項

予定価格が設定されていたものは49件に過ぎず、そのうち29件については、その算出根拠が示されていないかった。

ウ 随意契約の理由等に関する事項
随意契約をする理由について、根拠条文の記載のあったものは、107件であり、そのうち具体的な理由を明示していたものは48件である。

エ 見積業者の選定及び見積徴収に

関する事項

1業者のみのもの及び見積書を全く徴収していないものが145件であり、このうち、その理由を明記していないものは86件であった。

オ 契約保証金に関する事項

契約保証金を納付させるとしたものは皆無であり、手続き上、見積通知等で免除するとしたものが86件、契約保証金についてまったく記載のないものが104件である。免除するとしたものについても、財務規則のどの条項に基づき免除しているのか理由のあるものは皆無であった。契約保証金は履行を担保するものであり、免除するに当たっては、その根拠理由を明確にすべきである。なお、契約書に記載すべき必要事項とされているが、免除の記載があるものは53件に過ぎなかった。歳出執行伺での扱いと併せ、適切な取扱いが必要である。

カ 支払期限及び支払遅延に関する事項

支払時期の記載のないものが15件あり、支払遅延に関する事項の記載のないものが125件あった。また、支払遅延利息の率について、国の示す率を大幅に超える率を書面に記載したものが2件あった。

キ 契約代金の支払方法と支払実態について

前金払をするという契約があったが、確定債務に対する前金なのか疑義

のあるものが見受けられた。「前金払」の概念を混同しているのではないかと思われる。また、総額で契約して毎月支払うとしながら、月ごとの支払額が契約書や添付書類上決められていないものや、契約上明記されていないにもかかわらず、前金払を行っているものも見受けられた。部分払とする契約もあったが、業務内容が一部履行という考え方に合致するか疑義があるものも見受けられた。支払方法は、業務内容と照らし合わせ、その必要性や妥当性を判断し、契約書に明記されたい。

ク 単年度契約における自動更新条項の記載について

自動更新条項を付した契約が8件確認された。これは、翌年度以降の支出を義務付ける決定をその前年度に行うことになるので、債務負担行為が必要となるが、いずれも債務負担行為を得ていない。このことは、平成22年度定期監査においても指摘したところであるが、徹底されていない。

(2) 調定事務について

ア 繰越調定額について
決算収入未済額と異なる額で繰越調定をしているものが6件あり、未だ繰越調定されていないものが9件あった。

イ 調定日について

調査した123件中、調定日が4月1日あるいは6月1日となっていない

ものが32件あり、正しく繰越調定されていたものは82件である。

4 指摘事項

(1) 随意契約について

今回の監査では、財務規則等に示された手続がなされていない事例が多数見受けられた。

効果的、効率的に事務処理できるような事務処理マニュアルの作成や基本書式の統一、研さんのための職員研修の実施等、全庁を挙げた組織的な取組みを検討されたい。

また、決裁権限について、事務決裁

規程における「契約の締結事務」の決裁責任者と、財務規則別表第1における「専決区分」との間で、解釈によって担当者が判断に苦慮する場合が生じることから、文言等の見直しを図りたい。

(2) 調定事務について

平成23年度決算で収入未済となった調定事務処理については、繰越調定を行っていないものや決算収入未済額と異なる金額で調定をしている事例が見受けられ、調定を行っている場合においても、調定日を誤っている事例が多く見受けられた。収入未済額の調定事務に関しては、平成20年度の定期監査、平成21年度の定期監査においても指摘したところである。再検討し、適正な事務処理を徹底されたい。

